

## 渉外相続業務に関する実務者意見交換会

### 実務会員による事例発表について

「スリランカ向け遺産分割協議書の、  
行政書士による公証、海外在住の日本人、元日本人の署名証明等について」

福岡県行政書士会

国際渉外部長

古城 良 会員



## 証明に関する手続

平成28年5月6日掲載

ご質問のある方は当館領事班(415-780-6000)までお問い合わせください。

E-mailの場合は[shomei@sr.mofa.go.jp](mailto:shomei@sr.mofa.go.jp)までお願いします。なお、質問の内容の確認のため、当館より電話連絡をする場合もありますので、必ず電話番号をE-mail内に明記して下さい。

1. [出生証明発給申請手続](#)
2. [婚姻証明発給申請手続](#)
3. [離婚証明発給申請手続](#)
4. [在留証明発給申請手続](#)
5. [署名証明発給申請手続](#)
6. [警察証明発給申請手続](#)
7. [旅券所持証明\(IRSへのITIN申請時\)発給申請手続](#)

## 証明申請時のワンポイントチェック

- (1) 遺産相続手続等の場合は通常、署名・押印する書類があり、その書類に署名・押印したことを証明する署名証明及び現地に住んでいることを証明する在留証明が求められることが多いようです。
- (2) 永住権の申請の場合には警察証明、出生証明、婚姻証明が求められます。なお、離婚歴がある場合は離婚証明を求められます。
- (3) 提出先によっては総領事館の証明書でなく、公証人役場で公証した文書でも受け付ける場合がありますので、提出先に事前に十分確認してください。

## おすすめ情報

[パスポートに関する申請手続](#)[戸籍・国籍に関する手続](#)[証明に関する手続](#)[在留届](#)[在外選挙](#)[領事出張サービス](#)[領事サービスO&A](#)[長期滞在手引き](#)[管轄内の在留邦人数](#)[医療情報](#)[手数料](#)[教科書の配布について](#)[安全情報](#)[このページのトップへ戻る](#)

# 委任状

在サンフランシスコ日本国総領事 殿

代理人 氏 名: \_\_\_\_\_

生年月日: \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

住 所: \_\_\_\_\_

1. 私は、下記の理由から在留証明申請手続を行うことができませんので、上記の者を代理人として、在留証明を申請する権限を委任します。

理由: \_\_\_\_\_

2. なお、現住所を立証する文書を委任状に添付するとともに、私名義の現に有効な旅券(原本)等を代理人を通じ提示します。

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

委任者 氏 名: \_\_\_\_\_

生年月日: \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

住 所: \_\_\_\_\_

委任者署名: \_\_\_\_\_

## Consulate-General of Japan in San Francisco

Skip to main content Japanese● 在サンフランシスコ日本国総領事館Custom SearchSearch

Font Size

SML[トップページ](#) | [総領事館案内](#) | [イベント](#) | [領事情報](#) | [二国間関係等](#) | [広報文化](#) | [教育](#) | [重要外交課題](#) | [各種情報](#) | [リンク](#)各種証明について

October 31, 2016

**Q** 在留証明が必要なのですが、どうすれば取得できますか？**A** 総領事館の窓口にパスポート及び当地滞在資格を証する書類(ビザ、グリーンカード)と**必要書類**をお持ち頂ければ当日中に発給いたします。

※ 既に日本国籍を離脱・喪失された方には、在留証明を交付出来ませんので、最寄りのNotary Public(公証人)で宣誓口述書(Affidavit)等に認証を受け日本へ送付するか、例外的な措置として「居住証明」を発給する場合があります。

**Q** 相続手続きのため署名証明が必要なのですが、どうすれば取得できますか？**A** 総領事館の窓口にパスポート及び当地滞在資格を証する書類(ビザ、グリーンカード)と**必要書類**をお持ち頂ければ当日中に発給されます。なお、郵送及び代理申請は出来ませんので、ご注意ください。

※1 署名は当館窓口において、担当者の面前で行っていただきますので、日本からの書類に記載せずお持ちください。

※2 外国籍者は基本的に申請できませんが、元日本人で失効した日本国旅券や除籍謄本をお持ち頂ければ遺産相続手続きや本邦にて所有する財産整理に係る手続きに限り、署名証明を発給できる場合もあります。

**Q** 自宅から総領事館まで遠いのですが、郵送で証明申請は出来ますか？**A** 一部の証明については、遠隔地に居住される方、高齢の方、身体に障害がある等の特別な事情がある方に限り、申請のみ郵送での受付(受領の際は、ご本人又は代理人が総領事館窓口にお越し頂く必要があります)を行っています。郵送での詳しい申請方法については、各種証明手続きをご覧ください。

※ また、遠方に居住されている方は、「在留証明」及び身分事項に関する証明(出生、婚姻、死亡証明等)については、代理申請出来ますので、委任状等を作成し、総領事館の近くの親族、知人等により代理申請を行ってください。

必要書類などは [各領事情報](#) をご参照ください。Recommended Information[パスポートに関する申請手続](#)[戸籍・国籍に関する手続](#)[証明に関する手続](#)[在留届](#)[在外選挙](#)[領事出張サービス](#)[領事サービスQ&A](#)[長期滞在手引き](#)[管轄内の在留邦人数](#)[医療情報](#)[手数料](#)[教科書の配布について](#)[安全情報](#)[Back to Top](#)

# GENERAL POWER OF ATTORNEY

TO ALL TO WHOM THESE PRESENTS SHALL COME

**MOHAMED** (holder of National Identity Card No. [REDACTED] and Passport No. [REDACTED] of No. [REDACTED], [REDACTED] Mawatha, Anuradhapura in the Democratic Socialist Republic of Sri Lanka and presently of [REDACTED] Danchi [REDACTED] Gotho [REDACTED] Fukuoka - Ken, Japan.

## SEND GREETING

Whereas I am desirous of appointing some fit and proper person as my attorney to act for me and on my behalf specially for the following purposes.

NOW KNOW I AND THESE PRESENTS WITNESS (that I the said [REDACTED] **MOHAMED** [REDACTED] have made nominated and appointed and by these presents do make nominate and appoint my Brother **MOHAMMED** [REDACTED] (holder of National Identity Card No. [REDACTED]) of No. 21, [REDACTED] in the Democratic Socialist Republic of Sri Lanka to be my true and lawful Attorney in the said Republic to act for me and on my behalf and in my name or otherwise for all and each and every or any of the following specific purpose, that is to say :-

1. To Transfer, Gift, Mortgage or Lease out the property, held and possessed by me under and by virtue of inheritance from my mother the late Sithy Zaneera Sheikali who possessed and owned by deed of gift bearing No. [REDACTED] dated 05.11.1993 attested by W.Y. Herath Notary Public.

2. TO control, supervise and manage all lands, homes, estates and other properties immovable and movable which I am now possessed of or which I may hereafter become possessed of.
3. TO sell mortgage or lease of the said lands and other property or any of them for such amounts and on such terms and conditions as to said Attorney shall seem fit or proper.
4. TO sign execute and deliver all deeds documents and other writings as may become necessary from time to time in respect of such sail, mortgage, lease or other transactions relating to my property in the said republic.
5. TO demand, to sue for recover all moneys, debts, legacies and other property which may not belong to me or become owing to me or which may hereafter belong to me or become owing to me.
6. TO appear for me before any court of law either as plaintiff defendant witness, intervenient or claimant and to appoint a lawyer or lawyers to represent me in such proceedings and to revoke such appointments and appoints other lawyer or lawyers in such proceedings.
7. TO appeal from any order, judgment or decree of any of the said premises as to my said Attorney seem fit and proper I hereby agree to ratify and confirm all such acts, deeds, matters and things as my said Attorney shall carefully do or caused to be done in the premises.

AND I do hereby direct that all acts which shall be had made or done by my said Attorney before he shall have received notice of my death or the revocation of the authority contained in these presents shall be as binding and valid to all intents and purposes as if the same had taken place previous to my death or before such revocation any rule of law or equity to the contrary notwithstanding.

AND it is hereby expressly declared and agreed that as against me and any person claiming under me every act deed matter or thing which my said Attorney shall execute or cause to be executed or done in relation to the premises subsequent to the revocation of the powers expressed to be hereby conferred or any of them shall be binding and conclusive in favour of every person claiming the benefit of such act deed matter or thing who shall not prior to the execution or doing thereof have received express notice of such revocation and it is hereby further declared that no such person shall be bound to inquire or ascertain whether I am living or whether the said powers or any of them have or has been revoked or otherwise determined.

AND I do hereby promise and agree to ratify allow and confirm all and whatsoever my said Attorney shall lawfully do or cause to be done in the premises by virtue hereof.

IN WITNESS WHEREOF I the [REDACTED] MOHAMED [REDACTED] have set my hand hereunto at office & U Hakozaki 1-15-21 Higashi-ku Fukuoka City Fukuoka Japan on this 24 day of February, Two Thousand and Twelve (2012).

[REDACTED] Mohamed [REDACTED] [REDACTED]

**WITNESSES**

I do hereby declare that they are well acquainted with the Executant above named and know his Proper name occupation and residence.

古城 良  
makoto kojo  
License number 11400605



- |    | SIG | NAME                 | ADD   |                                |
|----|-----|----------------------|-------|--------------------------------|
| 1. |     | 矢野喜美子<br>Kimiko Yano | 福岡市東区 | 24-1<br>Fukuok<br>Fukuoka Japo |
| 2. |     | 梅野 玲子<br>Reiko Umeno | 福岡市東区 | Fukuok<br>Fukuoka Jc           |

AFFIDAVIT

I, [REDACTED] No:87/26 Dharmapala Mawatha, Anuradhapura and presently residing in [REDACTED] 7-10, [REDACTED] 05, FUKUOKA-KEN, JAPAN being a Muslim do hereby solemnly, sincerely, truly, declare, affirm and states as follows:-

01. I am the declarant and affirmant above named.
02. I state that the property described in the schedule below was granted to my deceased father Sawul Hameed Mohamed Senali by the Chairman of the Anuradhapura Development Board by his Permit [REDACTED] 700/454 dated 29.11.1973.
03. My father is now dead and gone and my mother Siththi Saheera Senali is also dead.
04. My deceased father had 07 children including me and I am the youngest, that is 7th male child of the family.
05. I state that I cannot develop the property described in the schedule below and myself and the other brothers are also unable to possess same and develop the land and I have decided to convey the said land to Saman Hewa Kandambi of Samanala Building No:62, [REDACTED] Road, Nuchchiyagama and ask permission from the Divisional Secretary to give permission to convey the said land.
06. Further I state that by this conveyance myself and members of our family will not become destitute and I give my consent to this conveyance.

THE SCHEDULE ABOVE REFERRED

All that block of crown land situated in the village of Koombichchankulama in the Grama Niladhari [REDACTED] (E) of Nuwaraagala Palatha East Division Secretary's Division, Anuradhapura District, North central Province and depicted in Plan No:36/66 as block No:561/B26 containing in extent 80' x 20' and all that is standing thereon.

AFFIRMANT.

to understand the contents hereof wrote his signature in my presence on this ....22 day of 08.... at ..2011

BEFORE ME,

[REDACTED]  
T. Navaka



本文へ | 御意見・御感想 | サイトマップ | リンク集

English

Other Languages

カスタム検索

検索

文字サイズ変更 小 中 大

外務省について | 会見・発表・広報 | 外交政策 | 国・地域 | 海外渡航・滞在 | 申請・手続き

[トップページ](#) > [海外渡航・滞在](#) > [届出・証明](#) > 所在調査

## 届出・証明

### 所在調査

平成28年12月19日

Tweet

いいね！ 4

メール

外務省が実施する「所在調査」とは、親族（三親等内）や特定の機関・団体（裁判所，官公署，弁護士会）からの依頼により，海外に在留している可能性が高く，長期にわたってその所在が確認されていない日本人の住所・連絡先等を，在外公館が保有する資料を基に調べる制度のことであります。主な目的としては，行政・裁判上の情報収集，遺産相続，消息調査，あるいは公的機関による債権の回収等が想定されます。

本調査に関する[留意事項](#)，[調査申し込みのための必要書類](#)を，それぞれ次のとおりご案内します。

#### 1 留意事項

- (1) 調査対象者（以下，「被調査人」と呼びます。）は，**日本国籍を有し，生存が見込まれる人物**に限ります。
- (2) 本調査は，三親等内の親族，裁判所（民事訴訟法第186条又は家事事件手続法第62条等に基づく調査嘱託），官公署（行政機関個人情報保護法第8条が担保される行政手続き），弁護士会（弁護士法第23条の2に基づく照会）からの依頼に限りお受けしています。
- (3) 本調査は国（あるいは地域）を限定して実施しますので，被調査人の所在が海外にあることを示す（国や地域を特定する）資料がまったくないときは依頼を受けることができません。また，住所・連絡先がわかっているにもかかわらず単に親族間で連絡をとっていない事情が認められるとき，あるいは連絡可能なすべての親族や知人に所在確認を行っていない事情が認められるときも依頼を受けることはできませんのでご注意ください（本調査は，調査人の所在が海外（特定の国・地域）にあると認められる資料があるにもかかわらず，親族間において長きにわたり連絡がとれない状態が続いていて，その所在も親族間で確認できない場合に限り依頼をお受けしています）。
- (4) 調査の結果，在外公館保有の資料で被調査人の所在が判明した場合，親族からの依頼に関しては，個人情報保護の観点から，被調査人本人に対し本調査の目的・趣旨を伝え，所在の有無及び住所・連絡先の通知について同意を求めする必要があります。同意が得られない場合，「被調査人本人に連絡を試みた結果，住所等の通知については同意が得られなかった。」とお答えすることがありますのであらかじめご了承ください。
- (5) 本調査は，申し込みを受けてから回答までに数か月かかる場合があります。あらかじめご了承ください。
- (6) **申し込みの際にお送りいただく下記必要書類は還付できませんので，あらかじめご了承ください。**
- (7) 本調査結果は，被調査人の海外における所在又は存否の事実を証明するものではありません。

#### 2 調査申し込みのための必要書類

（注）書類の不備・不足が散見されますので，お申し込み前に再度ご確認ください。）

- (1) 被調査人の三親等内の親族 [【必要書類等】](#)
- (2) 裁判所 [【必要書類等】](#)
- (3) 官公署 [【必要書類等】](#)
- (4) 弁護士会 [【必要書類等】](#)

[このページのトップへ戻る](#)

[届出・証明へ戻る](#)

#### 外務省について

[大臣・副大臣・政務官](#)  
[組織案内・所在地](#)  
[在外公館](#)  
[採用情報](#)  
[審議会等](#)  
[所管の法人](#)

#### 会見・発表・広報

[記者会見](#)  
[報道発表](#)  
[談話](#)  
[演説](#)  
[寄稿・インタビュー](#)  
[広報・パンフレット・刊行物](#)

#### 外交政策

[外交青書・白書](#)  
[主な外交日程](#)  
**<分野別政策>**  
[日本の安全保障と国際社会の平和と安定](#)  
[ODAと地球規模の課題](#)  
[経済外交](#)

## 届出・証明

### 調査申し込みのための必要書類(三親等内の親族)

平成28年12月19日

[Tweet](#)



(注) 書類の不備や不足が散見されますので、お申し込み前に再度ご確認ください。

(注) 提出いただいた書類は還付できませんので、ご了承ください。

(1)	所在調査申込書 <a href="#">[申込み書式 (PDF)]</a>   1通
(2)	被調査人の戸籍全部事項証明書の原本(いわゆる戸籍謄本。発行後6ヶ月以内のもの。コピー不可。除籍謄本不可) 1通
(3)	被調査人の戸籍の附票全部証明の原本(発行後6ヶ月以内のもの。コピー不可。除籍謄本不可) 1通
(4)	依頼人の戸籍全部事項証明書の原本(いわゆる戸籍謄本。発行後6ヶ月以内のもの。コピー不可) 1通
(5)	依頼人と被調査人との関係を証明する戸籍謄本の原本(改製原戸籍謄本。コピー不可) 1通
(6)	遺産相続等の場合で、依頼人と被調査人との関係が分かりにくいときは、その関係を表す相関図
(7)	その他、住所の手がかりとなる資料 (たとえば、被調査人から最後に来た手紙等があればその封筒のコピーなど。手紙の内容に、住所に関すること等手がかりとなるものがある場合、手紙のコピーも添付してください。)
(8)	回答送付用の返信用封筒 1通 (郵便局でご確認の上、応分の切手を貼付してください。個人情報書類ですので、書留にされることをお勧めします。)

#### « (注) 所在調査申込書記入に当たっての留意事項 »

- 被調査人(調査対象者)が複数の場合は、1名につき1枚ずつご記入ください。
- 調査対象国(あるいは地域)を**1カ所だけ**限定してください。
- 被調査人の氏名は戸籍上の氏名とし、現地名等がある場合は右欄にご記入ください。読み方や現地名等はわかる範囲で記入し、わからない部分は「不明」とご記入ください。
- 被調査人と依頼人の氏名には、必ずふりがなをご記入ください。
- 「調査の目的」には、その内容が被調査人本人へのメッセージとなることを踏まえ、わかりやすく端的な内容をご記入ください。
- 住所・連絡先がわかっているにもかかわらず、単に親族間で連絡をとっていない事情が認められるとき、あるいは連絡可能なすべての親族や知人に所在確認を行っていない事情が認められるときは、依頼をお受けすることはできませんのでご注意ください。
- 「所在不明」と判断された理由については、たとえば「唯一の手がかりであった住所地(〇〇)に手紙を送ったが、宛先人不明で返送された。」といった事柄を明確にご記入ください。
- 手がかりとなる住所地はできるだけアルファベットでご記入ください(なお、漠然とした情報の場合はカタカナ表記でも結構です)。
- その他、調査の手がかりとなる事柄がありましたら、できるだけ多くの情報をご記入ください。

#### 書類送付・お問い合わせ先

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2丁目2番1号

外務省領事局海外邦人安全課 所在調査担当

(電話番号: 03-3580-3311 内線3424)



## 在留証明発給申請手続

平成29年11月17日掲載

申請者が外国のどこに住所(生活の本拠)を有しているかを証明するものです。すべて日本国内の官公署等宛に日本語で発給します。申請書の形式は2種類あり、形式1は、申請人の現住所を証明、形式2は、申請人及び同居人の現住所や過去の住所を証明するものです。

下記2. (1)～(5)の書類を当館窓口備え付けの申請書(もしくはダウンロードした申請書)に添えて提出してください。

### 1. 発給条件

- (1) 日本国籍を有する方(元日本人の方で証明書が必要な方は、当館までご連絡ください。)
- (2) 公文書、その他それらに準ずる書類により住所を立証できること。
- (3) 原則、日本に住民登録がないこと。
- (4) 当館管轄地域内に3ヶ月以上滞在していること、又は3ヶ月以上の滞りが見込まれていること。
- (5) 当館管轄内に居住する方
- (6) 申請者が当館に出向いて申請・受領すること(やむを得ない事情がある場合には、委任状を持った代理人による申請が可能。公的年金等の場合には、「恩給・公的年金受給のための在留証明の郵便申請について」を参照)

### 2. 必要書類

#### (1) 共通

- (ア) 在留証明願  
※平成29年1月より、新たに「署名欄」が追加されましたので、お忘れなようご注意ください。  
署名は、戸籍上の名前を記載してください。
- (イ) 現在所有している有効な日本のパスポート
- (ウ) 在留資格を証明するもの(永住権をお持ちの方はグリーンカード)

#### (2) 現在の住所を証明する場合(形式1)

現住所(私書箱は不可)を証明できる以下の文書いずれか1点の原本

- ・有効な運転免許証又はカリフォルニア州身分証明書(ID)
- ・住居の賃貸契約書(現在の住所を証明できる有効なものに限る)
- ・電気・ガス・水道等の公共料金の請求書、米国内の銀行口座のステートメント、ケーブルテレビの請求書(いずれも3ヶ月以内に発行されたものに限る)

**※上記のいずれの書類も無い場合には、事前に当館証明係までご相談下さい。**

#### (3) いつからその住所(現住所)に居住しているかも証明する必要がある場合(形式1)

例：[2001年10月1日に現住所に居住開始とする場合](#) 

#### (4) 過去の住所(カリフォルニア州及びネバダ州内で複数回転居している方のみ)の証明も必要な場合(形式2)

例：[2001年10月1日に渡米、住所Aに居住開始](#)  
[2003年4月1日に転居、住所Bに居住開始](#)  
[2005年1月15日に転居、住所Cに居住開始、現住も同居所に居住](#) 

#### (5) 同居家族についても併せて証明する必要がある場合(形式2)

上記(1)及び(2)の文書に加え、同居家族からの申出書及び同居家族の上記(1)、(2)の文書が必要です。

なお、同居家族の住所を証明できる上記(2)の文書が提示できない場合には、在留届の同居欄に記

## おすすめ情報

[パスポートに関する申請手続](#)[戸籍・国籍に関する手続](#)[証明に関する手続](#)[在留届](#)[在外選挙](#)[領事出張サービス](#)[領事サービスO&A](#)[長期滞在手引き](#)[管轄内の在留邦人数](#)[医療情報](#)[手数料](#)[教科書の配布について](#)[安全情報](#)

載がある場合に限り、同居家族宛の郵便物で宛名及び住所が確認できる文書で証明します。  
同居家族が来館しない場合には、申出書に同居家族が署名したものを申請人がご持参ください。

注：証明書に本籍地の記載が必要な場合には、事前に正確な本籍地を番地までお調べの上、お越し下さい。

[恩給・年金の受給手続きで証明書に本籍地の記載が必要ない場合]

- (1) 在留証明願  
※平成29年1月より、新たに「署名欄」が追加されましたので、お忘れなようご注意ください。署名は、戸籍上の名前を記載してください。
- (2) 現在所有している有効な日本のパスポート
- (3) 裁定請求書・年金証書・日本年金機構からの通知書(年金受給権者現況届など)
- (4) 在留資格を証明するもの(永住権をお持ちの方はグリーンカード)
- (5) 現住所と居住期間を証明できる以下の文書いずれか1点の原本
  - ・有効な運転免許証又はカリフォルニア州身分証明書(ID)
  - ・住居の賃貸契約書(現在の住所を証明できる有効なものに限る)
  - ・電気・ガス・水道等の公共料金の請求書、米国内の銀行口座のステートメント、ケーブルテレビの請求書(いずれも3ヶ月以内に発行されたものに限る)

※上記のいずれの書類も無い場合には、事前に当館証明係までご相談下さい。  
※恩給・公的年金(国民年金、厚生年金等)受給のために在留証明を申請される方で、過去に当館で在留証明の発給を受けた方については、郵便での申請が可能です。詳細は[こちら](#)をご覧ください。

(注意)

在留証明書の「日本国内の提出先」及び「提出理由」を在留証明願に記入して頂く必要がありますので、日本国内の提出先機関等の名称(例えば、日本年金機構、東京法務局、〇〇銀行など)及び提出理由(例えば、年金受給手続き、遺産相続など)を事前にご確認ください。

### 3. 発給手数料

11.00ドル(現金又はマネー・オーダーでお支払い下さい)、おつりがないようにお持ちください。  
※公的年金受給手続きの場合は無料です。

### 4. 申請書のダウンロード(申請書と記載例)

[在留証明願\(形式1: 一般用\)](#) 

[在留証明願\(形式1: 年金用\)](#) 

[在留証明願\(形式2\)](#) 

[申出書\(形式2\)](#) 

### 5. その他

- (1) 本人が直接当館窓口にて申請してください。作成に時間を要しますので、窓口が閉まる30分前までにはご来館下さい。
- (2) 本人が直接来館できないやむを得ない事情があるときは、代理人を通じて申請ができます。ただし、本人からの**委任状**  の提出が必要です。
- (3) 在留届を提出されてない方は、事前に在留届の手続きをするようお願いいたします。
- (4) 元日本人、外国籍の方は米国公証人により証明を受けてください。

御質問のある方は当館領事班証明係(415-780-6000)までお問い合わせ下さい。

[このページのトップへ戻る](#)

## 署名証明発給申請手続

平成29年3月30日掲載

申請人の署名(及び拇印)に相違ないことを証明するもので、日本での遺産分割協議、不動産登記、銀行口座の名義変更、自動車名義変更等の手続きに使用されます。下記1. (2)~(4)の書類を当館窓口備え付けの申請書(もしくはダウンロードした申請書)に添えて提出してください。  
なお、本証明は署名者が作成した文書の内容まで保証するものではありません。

### 1. 必要書類

- (1) 署名証明申請書(証明書の必要枚数にかかわらず1通で結構です)
- (2) 現在所有している有効な日本のパスポート
- (3) 在留資格を証明するもの(永住権をお持ちの方はグリーンカード)。
- (4) 署名すべき関係書類がある場合はその書類

### 2. 発給手数料

15,000ドル(現金またはマネー・オーダーでお支払い下さい)、おつりがないようにお持ちください。

### 3. 申請書のダウンロード

[署名証明申請書](#) [署名証明申請書の記入例](#) 

### 4. その他

- (1) 申請者本人が当館窓口にて担当者の前で署名する必要があります。作成に時間を要しますので、窓口が閉まる30分前までにはご来館下さい。
- (2) 戸籍に記載されている氏名で署名する必要がありますので注意してください。
- (3) 申請書には、使用目的及び証明書の提出先の記入が必要になりますので、必ずご確認ください。使用目的、内容によっては証明書を発給できない場合がありますので、ご了承願います(予め当館領事部にご照会ください)。
- (4) 証明書の形式には以下の2種類がありますので、予め提出先に確認の上、来館してください。  
**形式1:** 署名(及び拇印)すべき書類がある場合  
(日本から指定書類がある場合)  
**形式2:** 署名(及び拇印)すべき書類がない場合  
(当館で用意する書式による署名証明で行う場合)
- (5) 署名証明が必要な場合、在留証明も必要となる場合がよくありますので、在留証明についても予め提出先に確認されることをおすすめします。

御質問のある方は当館領事班(415-780-6000)までお問い合わせ下さい。

## おすすめ情報

[パスポートに関する申請手続](#)[戸籍・国籍に関する手続](#)[証明に関する手続](#)[在留届](#)[在外選挙](#)[領事出張サービス](#)[領事サービスO&A](#)[長期滞在手引き](#)[管轄内の在留邦人数](#)[医療情報](#)[手数料](#)[教科書の配布について](#)[安全情報](#)[このページのトップへ戻る](#)

海外に所在する日本の在外公館では、その国で生活する日本人からの申請に基づいて、いろいろな証明書を発給しています。主要な証明の概要は次の通りです。

各種証明書の申請方法、手数料、必要書類など詳細については証明を受けようとする在外公館に直接お問い合わせください。 [在外公館リスト（住所・電話番号など）](#) へ

- [1 在留証明](#)
- [2 署名証明](#)
- [3 身分上の事項（出生、婚姻、離婚など）に関する証明](#)
- [4 翻訳証明](#)
- [5 公文書上の印章の証明](#)
- [6 警察証明（犯罪経歴証明）](#)

## 1 在留証明

外国にお住まいの日本人がどこに住所（生活の本拠）を有しているか、あるいは、どこに住所を有していたかをその地を管轄する在外公館が証明するものです。

在留証明は、一般的には現在外国にお住まいの方（日本に住民登録のない方）が不動産登記、恩給や年金手続き、在外子女の本邦学校受験の手続き等で、日本の提出先機関から外国における住所証明の提出が求められている場合に発給される一種の行政証明です。

在留証明申請手続きについて、発給条件、必要書類の概要は以下のとおりです。ただし、発給までに要する日数や開館日、申請受付時間は、現地事情や業務量等により異なりますので、詳しくは証明を受けようとする在外公館に直接お問い合わせください。在外公館のホームページの一覧は[在外公館ホームページ](#)をご参照ください。

### 発給条件

- **日本国籍を有する方（二重国籍を含む。）のみ申請ができます。従って、既に日本国籍を離脱された方や喪失された方、日系人を含む外国籍者は発給の対象外です。**
- 現地にすでに3ヶ月以上滞在し、現在居住していること。但し、申請時に滞在期間が3ヶ月未満であっても、今後3ヶ月以上の滞在が見込まれる場合には発給の対象となります。
- 証明を必要とする本人（注）が公館へ出向いて申請することが必要です。ただし、本人が公館に来ることができないやむを得ない事情がある場合は、委任状をもって代理申請を行うことができる場合もありますが、具体的には事前に当該在外公館にご相談下さい。

**（注 1）既に日本国籍を離脱・喪失された方に対しては、例外的な措置として「居住証明」で対応する場合があります。発給条件、必要書類等は証明を受けようとする在外公館に直接お問い合わせください。**

（注 2）本人申請が原則です。在留証明は上述のとおり、遺産分割協議や不動産登記、その他申請される方にとって重要な用途に使用されるため、在外公館で申請する方の意思と提出先機関の確認を行うと同時に本人の生存確認を行わせて頂いています。

### 必要書類

- 日本国籍を有していること及び本人確認ができる書類（有効な日本国旅券等）

- 住所を確認できる文書（例：現地の官公署が発行する滞在許可証、運転免許証、納税証明書、あるいは公共料金の請求書等に住所の記載がある、現地の警察が発行した居住証明等）
- 滞在開始時期（期間）を確認できるもの。また、滞在期間が3ヶ月未満の場合は、今後3ヶ月以上の滞在が確認できるもの（賃貸契約書、公共料金の請求書等）。
- 証明書上の「本籍地」欄に都道府県名のみではなく、番地までの記載を希望する場合は戸籍謄（抄）本。

### 手数料

- 1通につき邦貨1,200円相当です。お支払いは現金（現地通貨）となります。

### 申請時の留意点

- 現地の居住先が確定した場合は、「在留届」を速やかに居住先を管轄する在外公館に提出してください。
- 遠隔地にお住まいの方や病気等個々人の事情により、在外公館に出向いて申請することが困難な場合には、郵便による申請も受けつけております。ただし、できあがった証明書は手数料の納付後に窓口にてお渡ししておりますので、申請人本人または代理人（委任状が必要）が一度は在外公館へ出向いていただくこととなります。
- 在留証明は在外公館のみで発行している証明書です。外務省（東京、大阪分室）では在留証明の申請受理・発給の事務取扱いは行っておりませんので、休暇や出張等での一時帰国の際に日本で在留証明書を入手することはできません。
- 日本に帰国後、海外に在住していたことを証明する必要がある場合には、現地公的機関が発行した納税証明書、公共料金の領収書、現地の運転免許証あるいは旅券に押印された外国の出入国管理当局による出入国印等を、直接国内関係機関に提示の上、ご相談ください。どのような書類が在留証明の代わりとして認められるかは提出先が判断することとなります。

### その他

- [ジャパン・レール・パスを利用するために在外公館で取得可能な書類のご案内](#)

## 2 署名証明

日本に住民登録をしていない海外に在留している方に対し、日本の印鑑証明に代わるものとして日本での手続きのために発給されるもので、申請者の署名（及び拇印）が確かに領事の面前でなされたことを証明するものです。

証明の方法は2種類です。形式1は在外公館が発行する証明書と申請者が領事の面前で署名した私文書を綴り合わせて割り印を行うもの、形式2は申請者の署名を単独で証明するものです。どちらの証明方法にするかは提出先の意向によりますので、あらかじめ提出先にご確認ください。

日本においては不動産登記、銀行ローン、自動車の名義変更等の諸手続き等、さまざまな理由で印鑑証明の提出が求められますが、日本での住民登録を抹消して外国にお住まいの方は、住民登録抹消と同時に印鑑登録も抹消されてしまいます。そのため法務局や銀行等では、海外に在留している日本人には印鑑証明に代わるものとして、署名証明の提出を求めています。

平成21年4月1日より、署名証明書の様式等が変更となりました。主な変更点としては、これまでの証明書上の様式では記載のなかった署名者の身分事項の項目（生年月日、日本旅券番号）が加わりました。

## 発給条件

- 日本国籍を有する方のみ申請ができます。(注) 元日本人の方に対しましては、失効した日本国旅券や戸籍謄本（または戸籍抄本）（もしくは除籍謄本（または除籍抄本））をお持ち頂ければ遺産相続手続きや本邦にて所有する財産整理に係る手続きに際し、署名証明を発給できるケースもありますので、発給条件、必要書類等は証明を受けようとする在外公館に直接お問い合わせください。
- 領事の面前で署名（及び拇印）を行わなければならないので、申請する方ご本人が公館へ出向いて申請することが必要です。代理申請や郵便申請はできませんのでご注意ください。

## 必要書類

- 日本国籍を有していること及び本人確認ができる書類（有効な日本国旅券等）
- 形式 1 の綴り併せによる証明を希望される場合には、日本より送付されてきた署名(及び拇印)すべき書類

(注) 署名は領事の面前で行う必要がありますので、事前に署名をせずにお持ちください。なお、事前に署名(及び拇印)をされた文書をお持ちになった場合は、事前の署名(及び拇印)を抹消の上、領事の面前で改めて余白に署名(及び拇印)して頂くことになります。

## 手数料

- 1 通につき邦貨 1,700 円相当です。お支払いは現金（現地通貨）となります。

## 申請時の留意点

- 本人の署名を証明するのは、基本的には現地の公証人です。外国籍者は現地の公証人に依頼することになります。
- 領事官が、公証人のようにあらゆる私文書について申請者の署名を証明することができるわけではありません。本件署名証明は、あくまで海外にお住まいの日本人が印鑑証明を必要とする際に、印鑑証明の代わりに発給されるものです。

(備考)

在外公館でも印鑑証明を取り扱っていますので、同証明を希望される場合には、申請先の在外公館に必要書類等あらかじめお尋ねください。

## 3 身分上の事項に関する証明

外国人との婚姻や外国籍を取得する等さまざまな理由から、外国関係機関から日本人等に対し、いつ、どこで出生したかなど、身分上の事項について証明書の提出を求められることがあります。在外公館で取り扱っている身分上の事項に関する証明は以下のとおりです。

- 出生証明・・・いつ、どこで出生したかを証明するもの
- 婚姻要件具備証明書・・・独身であって、婚姻可能な年齢に達し、相手方と婚姻することにつき日本国法上何らの法律的障害がないことを証明するもの
- 婚姻証明・・・誰といつから正式に婚姻関係にあるかを証明するもの
- 離婚証明・・・いつ正式に離婚したかを証明するもの
- 死亡証明・・・いつ、どこで死亡したかを証明するもの
- 戸籍記載事項証明・・・ある特定の身分上の事項が戸籍謄本（または戸籍抄本）に記載されてい

ることを証明するもの

#### 発給条件と必要書類

- 日本人に限られる場合と既に日本国籍を離脱・喪失された方や外国人も申請できる場合があります。必要書類は基本的には戸籍謄（抄）本（できる限り新しいもの）となりますが、詳細については証明を受けようとする公館に直接お問い合わせください。

#### 手数料

- 1通につき邦貨 1,200 円相当です。お支払いは現金（現地通貨）となります。

#### 4 翻訳証明

申請される方が提出された翻訳文が原文書（本邦官公署が発行した公文書）の忠実な翻訳であることを証明するものです。外国で会社を設立する、外国の会社に就職する等さまざまな理由から外国関係機関から本邦における企業の登記簿謄本の翻訳が必要である場合や、どこかの学校を卒業したか、あるいはどんな国家免許・資格等を所持しているかの証明が必要である場合は翻訳証明で対応することになります。

ただし、翻訳証明ではなく、印章の証明（本邦官公署またはそれに準ずる独立行政法人、特殊法人、または学校教育法第 1 条に規定された学校等が発行した文書の発行者の印章（職印または機関印）の印影が真正であることを証明するもの）でも対応可能な場合もありますので、申請前に提出先にご相談ください。

#### 発給条件と必要書類

- 翻訳証明の対象となる原文書は、原則として我が国の官公署が発給した公文書です。
- 私文書は取り扱うことができませんが、私文書に対し我が国公証人が私署証書をしたものを、当該公証人が所属している（地方）法務局長が公証人押印証明をしたものは対象になります。
- 有効期限のある公文書（例えば運転免許証等）は有効期限内のものに限ります。有効期限が明記されていないものは、原則として発行後 6 ヶ月以内としておりますが、できる限り新しいものをお持ちください。ただし、学位記等再発行されないものについては発行年月日にかかわらず受理できます。

詳細については[証明を受けようとする公館](#)にお問い合わせください。

#### 手数料

- 1通につき邦貨 4,400 円相当です。お支払いは現金（現地通貨）となります。

外務省 HP より

福岡法務局に確認したこと

2013年11月12日

- ・アメリカの場合、公正証書はアポスティーユ認証等の手続きを経ずに、そのまま日本の登記に使用できる。
- ・署名証明書、在留証明書（住所を証明する先生供述書）ともに、領事館発行のものではなく、公正証書でかまわない。
- ・公正証書が英語の場合、翻訳文を添付の上、翻訳者による記名押印が必要

参考 「法の適用に関する通則法」

第六節 相続

（相続）

第三十六条 相続は、被相続人の本国法による。

（遺言）

第三十七条 遺言の成立及び効力は、その成立の当時における遺言者の本国法による。

2 遺言の取消しは、その当時における遺言者の本国法による。

# 在 留 証 明 願

平成 年 月 日

在サンフランシスコ日本国総領事 殿

申請者氏名 証明書を 使う人	生年 月日	〔明・大〕 〔昭・平〕	年 月 日
代理人氏名 (※1)	申請者との関係 (※1)		
申請者の 本籍地 (※2)	〔都・道〕 〔府・県〕	(市区郡以下を記入してください。※2)	
提出理由	提出先		

私(申請者)が現在、下記の住所に在住していることを証明してください。

申請者(代理人)署名 \_\_\_\_\_

現 住 所	日 本 語	アメリカ合衆国
	外 国 語	
上記の場所に住所(又は居所)を 定めた年月日(※2)		(平成・昭和) 年 月

(※1) 本人申請の場合は記入不要です。

(※2) 申請理由が恩給、年金受給手続きのとき、及び提出先が同欄の記載を必要としないときは記入を省略することができます。

# 在 留 証 明

証 第 号

上記申請者の在留の事実を証明します。

平成 年 月 日

在サンフランシスコ日本国総領事館

総 領 事 山 田 淳

(手数料：米貨11ドル)



# 在留証明願

平成 29 年 4 月 1 日

在サンフランシスコ日本国総領事 殿

申請者氏名 証明書を使う人	<b>証明 花子</b>	生年 月日	( 明・大 ) ( 昭・平 )	<b>35 年 3 月 22 日</b>
代理人氏名 (※1)	申請者との関係 (※1)			
申請者の 本籍地 (※2)	<b>東京</b>	( 都・道 ) ( 府・県 )	<b>千代田区霞が関2丁目2番地1</b> (市区郡以下を記入してください。※2)	
提出理由	<b>不動産登記手続</b>	提出先	<b>東京法務局</b>	

私(申請者)が現在、下記の住所に在住していることを証明してください。

戸籍上の名前を直筆する。

申請者(代理人)署名 **証明 花子**

現住所	日本語:	<b>アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ市 バッテリー通り275</b>
	外国語:	<b>275 Battery Street, San Francisco, CA 94111, U.S.A.</b>
上記の場所に住所(又は居所)を 定めた年月日(※2)		( 平成・昭和 ) <b>25 年 4 月</b>

(※1) 本人申請の場合は記入不要です。

(※2) 申請理由が恩給、年金受給手続きのとき、及び提出先が同欄の記載を必要としないときは記入を省略することができます。

## 在留証明

証 第 号

上記申請者の在留の事実を証明します。

平成 29 年 4 月 1 日

在サンフランシスコ日本国総領事館

総領事 山田 淳

(手数料: 米貨 11ドル )



## 在 留 証 明 願

平成 年 月 日

在サンフランシスコ日本国総領事 殿

申請者氏名 証明書 を使う人		生 年 月 日	〔 明 ・ 大 〕 〔 昭 ・ 平 〕	年 月 日
代理人氏名 (※1)		申請者との関係 (※1)		
申請者の 本籍地 (※2)	〔 都 ・ 道 〕 〔 府 ・ 県 〕	(市区郡以下を記入してください。※2)		
提出理由		提出先		

私(申請者)が現在、下記の住所に在住していること、及び別紙の事実を証明してください。

申請者(代理人)署名 \_\_\_\_\_

現 住 所	日 本 語	アメリカ合衆国
	外 国 語	
上記の場所に住所(又は居所)を 定めた年月日(※2)		( 平成 ・ 昭和 ) 年 月

(※1) 本人申請の場合は記入不要です。

(※2) 申請理由が恩給、年金受給手続きのとき、及び提出先が同欄の記載を必要としないときは記入を省略することができます。

## 在 留 証 明

証 第 号

上記申請者の在留の事実及び別紙の事実を証明します。

平成 年 月 日

在サンフランシスコ日本国総領事館

総 領 事 山 田 淳

(手数料：米貨11ドル)

(1/2)

## 過去の住所

1	年 月から 年 月まで	
2	年 月から 年 月まで	
3	年 月から 年 月まで	
4	年 月から 年 月まで	
5	年 月から 年 月まで	

## 同居家族

1	氏名		生年月日	(明・大 昭・平)	年 月 日
	本籍地	(都・道 府・県)	/		
2	氏名		生年月日	(明・大 昭・平)	年 月 日
	本籍地	(都・道 府・県)	/		
3	氏名		生年月日	(明・大 昭・平)	年 月 日
	本籍地	(都・道 府・県)	/		
4	氏名		生年月日	(明・大 昭・平)	年 月 日
	本籍地	(都・道 府・県)	/		
5	氏名		生年月日	(明・大 昭・平)	年 月 日
	本籍地	(都・道 府・県)	/		

# 在 留 証 明 願

平成 **29** 年 **4** 月 **1** 日

在サンフランシスコ日本国総領事 殿

申請者氏名 証明書を使う人	<b>証明 太郎</b>	生年 月日	〔明・大〕 〔 <b>昭</b> ・平〕	<b>33</b> 年 <b>12</b> 月 <b>12</b> 日
代理人氏名 (※1)	申請者との関係 (※1)			
申請者の 本籍地 (※2)				
提出理由	<b>銀行口座開設</b>	提出先	<b>関東銀行</b>	

私(申請者)が現在、下記の住所に在住していること、及び別紙の事実を証明してください。

申請者(代理人)署名 **証明 太郎**

現 住 所	日本語： <b>アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ市 バッテリー通り275</b>	戸籍上の名前を直筆する。
	外国語： <b>275 Battery Street, San Francisco, CA 94111, U.S.A.</b>	
上記の場所に住所(又は居所)を 定めた年月日(※2)		( <b>平成</b> ・ 昭和 ) <b>25</b> 年 <b>4</b> 月

(※1) 本人申請の場合は記入不要です。

(※2) 申請理由が恩給、年金受給手続きのとき、及び提出先が同欄の記載を必要としないときは記入を省略することができます。

## 在 留 証 明

証 第 号

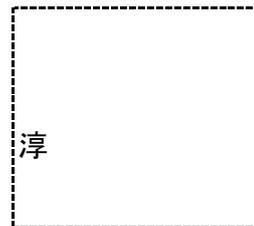
上記申請者の在留の事実及び別紙の事実を証明します。

平成 29 年 4 月 1 日

在サンフランシスコ日本国総領事館

総 領 事 山 田 淳

( 手数料：米貨 11ドル )



過去の住所

1	<b>2009年 9月</b> から <b>2013年 3月</b> まで	<b>アメリカ合衆国カリフォルニア州 サン/ゼ市XXX通り49</b>
2	年 月から 年 月まで	
3	年 月から 年 月まで	
4	年 月から 年 月まで	
5	年 月から 年 月まで	

同居家族

1	氏名	生年月日	(明・大 昭・平)	年 月 日
	本籍地	(都・道 府・県)		
2	氏名	生年月日	(明・大 昭・平)	年 月 日
	本籍地	(都・道 府・県)		
3	氏名	生年月日	(明・大 昭・平)	年 月 日
	本籍地	(都・道 府・県)		
4	氏名	生年月日	(明・大 昭・平)	年 月 日
	本籍地	(都・道 府・県)		
5	氏名	生年月日	(明・大 昭・平)	年 月 日
	本籍地	(都・道 府・県)		

# 在 留 証 明 願

平成 **29** 年 **4** 月 **1** 日

在サンフランシスコ日本国総領事 殿

申請者氏名 証明書を使う人	<b>証明 健太</b>	生 年	[ 明・大 ]	<b>63</b> 年 <b>12</b> 月 <b>20</b> 日
		月 日	[ 昭・平 ]	
代理人氏名 (※1)	申請者との関係 (※1)			
申請者の 本籍地 (※2)	<b>東京</b> [ 都・道 ] [ 府・県 ]	<b>千代田区霞が関2丁目2番地1</b> (市区郡以下を記入してください。※2)		
提出理由	<b>大学の入学手続</b>	提出先	<b>外務大学</b>	

私(申請者)が現在、下記の住所に在住していること、及び別紙の事実を証明してください。

申請者(代理人)署名 **証明 健太**

現 住 所	日 本 語 :	<b>アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ市 バッテリー通り275</b>	戸籍上の名前を直筆する。
	外 国 語 :	<b>275 Battery Street, San Francisco, CA 94111, U.S.A.</b>	
上記の場所に住所(又は居所)を 定めた年月日(※2)		( 平成 )・昭和 )	<b>25</b> 年 <b>4</b> 月

(※1) 本人申請の場合は記入不要です。

(※2) 申請理由が恩給、年金受給手続きのとき、及び提出先が同欄の記載を必要としないときは記入を省略することができます。

## 在 留 証 明

証 第 号

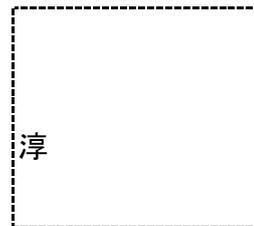
上記申請者の在留の事実及び別紙の事実を証明します。

平成 29 年 4 月 1 日

在サンフランシスコ日本国総領事館

総 領 事 山 田 淳

( 手 数 料 : 米 貨 11 ド ル )



過去の住所

1	年 月から	年 月まで	/
2	年 月から	年 月まで	
3	年 月から	年 月まで	
4	年 月から	年 月まで	
5	年 月から	年 月まで	

同居家族

1	氏名	<b>証明 太郎</b>	生年月日	( 明・大 ) ( 昭・平 )	<b>33</b> 年 <b>12</b> 月 <b>12</b> 日
	本籍地	<b>東京</b> ( 都・道 ) ( 府・県 )	/		
2	氏名	<b>証明 花子</b>			
	本籍地	<b>東京</b> ( 都・道 ) ( 府・県 )	/		
3	氏名	<b>証明 康子</b>			
	本籍地	<b>東京</b> ( 都・道 ) ( 府・県 )	/		
4	氏名				
	本籍地	( 都・道 ) ( 府・県 )	/		
5	氏名				
	本籍地	( 都・道 ) ( 府・県 )	/		

# 署名(および拇印)証明申請書

20XX 年 X月 X日

在サンフランシスコ日本国総領事 殿

以下の目的のため私の署名(及び拇印)証明を申請します。

●必要な証明形式(「形式1」または「形式2」)にチェックを入れてください。

<input type="checkbox"/> 「形式1」(貼付型)	<input checked="" type="checkbox"/> 「形式2」(単独型)
署名をする必要のある書類に、申請人が署名したことを証明する形式です。お手持ちの書類に、大使館(総領事館)の証明が貼付されます。	市区町村役場で発行される印鑑証明のように申請人の署名および拇印であることを、一枚の証明書として発行します。
必要通数 通	必要通数 1 通
合 計 1 通	

申請人氏名	(※読みやすい字体で原則として戸籍上の氏名を記入してください。)		
	<b>外 務 春 香</b>		
アルファベット	<b>Haruka Gaimu</b>		
生年 月日	(大・明) (昭・平)	<b>45 年 3 月 17日</b>	日本 旅券番号
			<b>TZ1234567</b>
現住所	外国語: <b>275 Battery Street, San Francisco,</b> <b>CA 94111, U. S. A.</b>		
私は、日本の住民登録を、 <input checked="" type="checkbox"/> 抹消しています。 <input type="checkbox"/> 抹消していません。			
住民登録市区町村役場名:	(都・道 府・県)	(郡)	(市・区 町・村)  抹消して ない場合
使用目的	(遺産分割協議書への署名、不動産登記、車の名義変更、銀行手続き等)		
	<b>不動産登記</b>		
提出先	(〇〇法務局、〇〇運輸支局、〇〇銀行、司法書士、行政書士等)		
	<b>東京法務局</b>		
日本の住民登録(印鑑登録)を抹消していない方の場合、提出先関係機関が、日本国大使館(総領事館)の証明を要求していますか?			有 無
連絡先	(自宅・勤務先・携帯) <b>415-780-6000</b>		
備考			

申請人署名 **外 務 春 香**

## 申 出 書

在サンフランシスコ総領事殿

平成 年 月 日

当事者氏名：

署名：

私は、下記の同居家族を通じて、私名義の現に有効な旅券（原本）の提示、及び住所立証書類を提示の上、在留証明書形式2の申請を行いたく、申し出します。

同居家族氏名： \_\_\_\_\_

住 所： \_\_\_\_\_

### 注意

1. 「同居家族」に該当する者は、日本国籍者であり、在留届の「氏名」欄又は「同居家族」欄に記載されている者です。
2. 申出書の署名欄は、必ず当事者が自分で書いて下さい。